

# 議会だより ふたば

第 106 号  
平成 26 年 2 月

発行：双葉郡双葉町議会  
編集：双葉町議会報編集委員会  
〒974-8212  
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4  
☎0246-84-5200 (代表)



## 双葉町ダルマ市

1月11日～12日 いわき市南台仮設にて

### 主な内容

平成25年第4回定例会

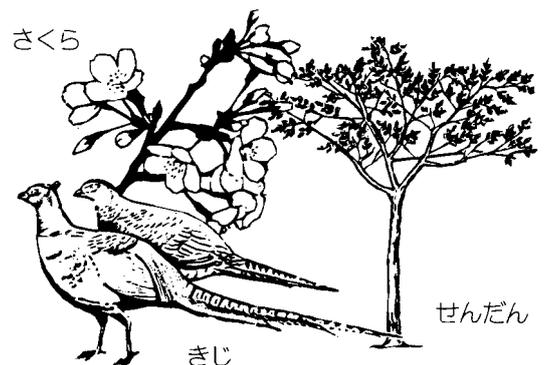
- ・このようなことが決まりました……………P 2～5
- ・一般質問……………P 6～10

平成25年第3回臨時会

- ・このようなことが決まりました……………P 11

議会のうごき……………P 12

### 町の花木鳥



# が決まりました

平成25年第4回議会定例会は、12月18日から20日までの3日間の日程で開かれました。

平成25年度補正予算案、議員発議として、意見書案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

## 【傍聴者数】

- ・18日 ……9人
- ・19日 ……25人
- ・20日 ……8人

合計 42人



- ・双葉町民 13人
- ・町外 8人
- ・報道関係 21人

## (平成25年度補正予算)

原案可決  
賛成全員

### ●一般会計

歳入歳出それぞれ2,846万3千円を減額し、総額57億6,309万7千円。

#### 【歳入の主なもの】

- ・町税 ……町民税、固定資産税の滞納繰越分として2,598万9千円の追加。
- ・国庫支出金 ……福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金など8,658万6千円の減額。
- ・県支出金 ……環境放射線モニタリング事業など1,348万9千円の追加。
- ・繰入金 ……東日本大震災復興基金からの繰入により682万5千円の追加。

#### 【歳出の主なもの】

- ・民生費 ……災害救助費の共同墓地等整備事業の減額、東日本大震災犠牲者追想式事業の追加など、7,816万6千円の減額。
- ・衛生費 ……双葉地方広域市町村圏組合負担金など776万8千円の追加。
- ・教育費 ……幼稚園就園奨励費補助金など648万6千円の追加。
- ・諸支出金 ……ふるさと応援寄附金やふたばっ子教育支援基金への積立金として221万1千円の追加。



双葉町内にある慰霊碑

### ●国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ7,233万1千円を追加し、総額15億6,427万6千円。

### ●介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ1,352万円を追加し、総額9億932万6千円。

第4回  
定例会  
12月18日～20日

# このようなこと

原案可決  
賛成多数

## (議員発議)

議会最終日、岩本久人議員他1名より、議員発議として、意見書案が提出され、原案のとおり可決されました。

採択された意見書は、関係機関へ提出しました。

## 福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書

平成23年3月11日に発生した、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、双葉地方の住民を含め約15万人の県民が、県内外での不自由な避難生活を強いられて、はや2年9ヵ月が経過したが、事故の収束の見通しは未だにたっていない。

福島第一原子力発電所事故以来、本町町民を含めた県民は、放射性物質の汚染による健康への不安、土壌汚染による耕作不能や農作物への悪影響、また、それに伴う風評被害、山林汚染など数多くの問題を抱え、極めて厳しい状況に直面している。

日々増え続ける汚染水、更に汚染水貯蔵タンクからの漏えいなどによる海洋への流失で、漁業関係者にも様々な悪影響を与えている。

本町は、区域再編で帰還困難区域が96%を占め、除染の見通しも示されず、いつ帰還できるかが不透明な中、避難先で不安な生活を送っている一方で、放射性物質が及ぼす健康被害、更に生活再建ができるだけの賠償など、様々な面において国の対応が未だに不十分であり、対応策が十分に確保されていない現状では、早期帰還や復旧・復興は極めて困難であると言わざるを得ない。

双葉地方の住民を含めた県民にとって最大の願いは、一刻も早い事故収束と安全な環境と、安心して以前の暮らしを取り戻すことである。

国の原子力政策への安全神話が大きく瓦解した今、原子力発電所の使用済核燃料の最終処分のあり方など、以前から抱える原子力発電所の問題解決が見通せない状況では、双葉町議会として原子力発電所を容認することはできない。

よって、今の双葉地方の住民や県民の置かれている立場を重視し、県内にある全ての原子力発電所の廃炉について、国に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

福島県双葉町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣

# 総務教育常任委員会調査報告



学校再開に向けての予算措置及び今後の進め方、全体敷地、校舎配置、建築工程等について、平成25年10月22日と31日の2回にわたり調査を実施しました。内容は次のとおりです。

## 【調査の内容】

役場機能をいわき市東田に移転に併せ、平成26年4月1日開校を目指し、県及び関係市町との協議を行い、双葉郡南部及びいわき市内を候補地として、全国に避難している保護者・児童生徒に対しアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、更に教育委員会で議論を重ね、最終的にいわき市錦町の旧錦星幼稚園跡地及び、隣接した土地が利用可能となり、再開に向けた準備を行っているとのことである。また、新校舎の引渡が工期計画によると、平成26年10月となっているが、出来るだけ工期を短縮できれば8月末を目標に、二学期から使用できるようにするため、官公庁、業者等と協議を行っているとのことである。また、4月1日から入校を希望している児童生徒については、その間植田周辺等の学校の空き教室が使用可能かを、いわき市教育委員会等と協議を行っているとのことである。再開に要する用地に関しては、民有地1筆、いわき市所有地1筆、学校法人星学園所有地5筆、合計で7筆、合計面積が3,350.25平方メートルとなり、いわき市所有地については、公共財産使用許可により、その他6筆については、賃貸借契約で借用が可能であるとのことである。建築計画概要については、用途地域が第一種住居地域となっており、敷地面積2,816平方メートル内に軽量鉄骨で幼稚園園舎、小中学校校舎、体育館を建築し、渡り廊下で園舎、校舎、体育館を結ぶ計画であるとのことである。また、校種については、園舎は別棟で職員室、年中年長各1教室とし、小中学校校舎については、2階建とし南北小の児童用教室6教室「1年生から6年生まで」、中学生については、3教室「1年生から3年生まで」、その他小中学校職員室及び共用で使用する体育館や図書室・音楽室等を、配置するとのことである。建築に係る全ての工事費について、3分の2が文部科学省の公立諸学校建物その他災害復旧費補助金で、残り3分の1が震災復興特別交付税で対応が可能であり、一般財源的には、ほとんど持ち出しが無いとのことであるが、用地等の賃借及び備品等についても、補助対象となるように国等と協議を行っているとのことである。

また、委員会の提言により教育委員会事務局を主とし、関係課からなる校舎建築事業プロジェクトチームを設置し、開校に向けて分野ごとに検討を行っているとのことである。

今年度については、建築、開校に向けて土地・分室賃借料、建築に係る仮設進入路測量委託及び進入路設置工事、各補償を年度末まで予定していますので、更に入校を希望している児童生徒、更には双葉町の全児童生徒の保護者に対しても、開校までの期間の対応状況や、事業の進捗を継続的に調査すべきとの委員の一致した意見であります。

以上、概要を申し述べ報告といたします。

## 《総務教育常任委員会》

委員長 / 菅野博紀

副委員長 / 羽山君子

委員 / 清川泰弘・佐々木清一



# 産業厚生常任委員会調査報告

双葉町公共施設の現状視察について、平成25年10月17日と11月8日の2回に  
わたり調査を実施しました。内容は次のとおりです。

## 【調査の内容】

双葉総合公園については、「多目的グラウンド、野球場、テニスコート」の施設があるが、いずれも被害は少ないものの、雑草などが生い茂っている状況であった。

双葉海浜公園については、高さ最大13mの大津波が、双葉町海の家（マリンハウスふたば）の3階まで達し、内部は崩壊がひどく手の施しようがない状態であり、海浜公園宿泊施設（バンガロー）や炊事棟などについては、津波で内陸まで流され、施設があった形跡もない状況であった。

公共下水道汚水終末処理場の「双葉町浄化センター」については、建物自体は残っているものの、処理機械などが津波により使用不能な状態であり、また地震で処理場まで埋設されている管路が、どのような被害を受けているか調査できない状況であった。

その他の施設については、地震で外観上、多少被害は見受けられるが、災害直後に一部の施設は避難所として使用されており、現時点でも補修により使用が可能であると思われるが、建物の敷地部分には段差や亀裂がある状況であった。

越田霊園については、墓石の倒壊があったが、個人で修復したものも見受けられ、敷地内には段差、亀裂がある状況であった。

ため池については、地震で上羽鳥沢入第1ため池の堤体は崩壊したとの説明を受けたが、他の主要ため池約20ヶ所については止水栓を外していたとのことで、堤体部に亀裂等があるものの、水量調節を行って維持しており、現在も定期的に現地の状況確認を行っているとの説明であった。

教育・学校関係施設等については、一部耐震工事も施行されていることから、目視で確認できる大きな被害はなく、内部がどのようなになっているか心配である。

町道・橋梁については、路面に亀裂や段差、一部法面の崩壊などで通行困難な箇所が多くあったが、応急的な補修を継続的に行っているとの説明であった。しかし場所によっては、一時帰宅にも支障がある箇所も見受けられた。

町は区域再編後6年間帰還をしないとし、間もなく3年経とうとしているが、残りの年数もこのまま何もできない状態となれば、町全体が今以上の荒廃が進むのが確実である。

現在の公共施設の状況を踏まえ、早期帰還を目指すためには、除染が最も重要課題として取り組むべきものであり、施設敷地内でも場所によっては、汚染の状況も異なっているため、新たな除染方法の確立と、確実な除染を進めていただくとともに、町は各施設の現状を調査し、早急な応急措置を講じなければ使用不能な施設も増えるものと思われる。更に、避難指示解除準備区域も設定されているので、インフラ整備も重要であるとの委員の一致した意見である。

以上、概要を申し述べ報告といたします。

## 《産業厚生常任委員会》

委員長 / 谷津田 光 治

副委員長 / 高 萩 文 孝

委員 / 白 岩 寿 夫 ・ 岩 本 久 人

# 町政を問う



谷津田 光治 議員

## 双葉町 教育委員会

質 問

教育委員会の組織について伺う。

教育長答弁

教育委員会の法的な位置付けとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」があります。その中で、教育長の役割として、教育委員長を中心とする委員会で決定された方針の具体的事務の担い手であることが明記されており。

この原則を常に念頭に置きながら、学校再開を

## 福島第一原発 安全協定

質 問

事故発生後の効力の有無は、県との協議はあったか。

町長答弁

現在の安全協定は平常運転時での運用を定めているものであり、原発事故後の廃炉作業を想定したものではありませんが、現在の安全協定の効力が失われているものではありません。従って、現在も安全協定第3条の通報連絡に基づき、東京電力から通報・説明を受けているところです。

また、学校再開に関しては、教育委員会のみならず、議会、庁議、教育委員会事務局、新たに発足させた学校建設に係るプロジェクト・チーム等の組織をフルに活かしながら、町全体で取り組めるよう配慮していきたいと考えております。

たところ。

しかし、福島第一原子力発電所は、昨年11月に特定原子力施設に指定され、本年8月、原子力規制委員会に特定原子力施設に係る実施計画が認可されたことから、認可以降に施設の設置、変更を行う場合には、事前に原子力規制委員会に実施計画の変更認可申請を行い、認可を受けることが義務付けられたところです。

そのため、福島県から協定の取り扱いについて協議があり、今後、整備が計画されている覆土式一時保管施設や固体廃棄物貯蔵庫第9棟については、現行の安全協定第2条の対象となる旨、整理がなされ、先般、東京電力から、それぞれの事前了解の申し出がなされたところ。

このように、現行の安全協定は効力を有しているものの、平時を前提とした安全協定は、福島第一原子力発電所の実態にそぐわなくなってきたことから、廃炉措置を進める今日の福島第一原子力発電所の実態に即し

たものとなるよう、安全協定の見直しを進めるべく、大熊町を交えて、福島県との協議を進めているところです。

## 町内共同墓地の 除染・環境整備 事業

質 問

事業の進捗状況は。

町長答弁

除染は環境省の直轄事業として行われます。共同墓地等整備事業は、復興庁の委託事業として町が実施することになっており、11月29日付で復興庁と委託契約を締結いたしました。

その契約を受けて、事業者とは12月16日に請負契約を締結し、本事業を開始しております。

事業期間は、契約締結から平成26年3月31日までを予定しておりますが、春のお彼岸までには現場作業を完了するよう指示しております。

## 中間貯蔵施設

質 問

国の説明、協議の内容は。地質調査の結果報告はあったか。

町長答弁

事前調査についての国の説明及び協議の内容は、9月27日の現地調査の了解を伝達する際に提示した8項目の条件にのっとり、11月14日には双葉町内での現場での中間報告などが行われたことはご承知のとおりであります。

なお、町・議会へ調査結果の報告がなされる前に、調査結果や対象地域などの情報がマスコミを通じ流れたことについて、町政を預かる者としては、誠に遺憾でありその都度環境省に対し、抗議と改善を申し入れてきたところでもあります。

中間貯蔵施設候補地に関する現地調査は、地質調査の軸となるボーリング調査が10月11日に開始、12月11日に完了した旨、また、環境調査も10月22

日に開始、11月7日に終了した旨の報告を受け、12月13日の町議会全員協議会に町も同席させていただき、堅固な大年寺層の分布確認等により地質調査結果からは施設の設置は可能との報告を受けました。

を要するときには、出席している担当課長を指定し、議長の発言許可を受けたのち、補足的な説明を行っていると思っております。

### 町長の議会答弁

#### 質問

町長の議会答弁、担当課長の説明について伺う。

#### 町長答弁

議会答弁は、質問の内容を的確に把握し、理解を得られやすく説明することをお心掛けております。答弁は、原則、町長が説明、質疑に対する答弁を行い、必要に応じて、具体的な数値の説明など、補足的に答弁



# 町政を問う



白岩 寿夫 議員

### 双葉町弁護団

#### 質問

結果報告とこれからの対応について伺う。

#### 町長答弁

現在までに273世帯699人の方が双葉町弁護団に請求手続きを委任されております。町弁護団からは、進捗状況について、10月末までに、全部和解が1111世帯、一部和解が46世帯となっていること、和解内容について、長期避難による家族の離散や健康状態の悪化など個別事情による精神的損害が2割から3割増となった事例も多くなっていることなどの報告を受けております。

従来、町弁護団を通じた賠償請求は時間が掛かるという批判が強くありましたが、その一因は原子力損害賠償紛争解決センターの体制にありまして。

これまで、町はセンターの体制拡充を求めてきましたが、平成23年度発足当初190名体制であったものが、平成25年12月までに600名体制に拡充されていると聞いておりますので、今後、審理期間の短縮を期待しております。田畑の賠償が始まるなど、財物賠償がより本格化かつ複雑化することが予想されることから、弁護士などの専門家の支援も必要となる場合も考えられるため、町弁護団との連携を強化し、町民の皆さんへの周知を図ると

### 自宅財物の盗難

#### 質問

町筋にはバリケードを設置した。町内全域にも設置が必要と思われるが、考えは。

#### 町長答弁

現在のバリケードは、国の原子力災害対策本部が設置、運用を行っており、双葉町内の国道6号沿い及び帰還困難区域と避難指示解除準備区域との境界、国道288号と県道35号の大熊町、浪江町との境界にバリケードを設け、常時閉め切りや時間を限定して開放することによって運用しております。バリケード設置の目的は、避難指示解除準備に立ち入られる皆様や国道6号線を通る交通される皆様と、帰還困難区域に立入られる皆様との違いを明確にすると共に、沿道の防犯対策に資するも

ともに、引き続き、早期賠償を強く求めて参ります。

のとして設置されております。

他方、必要最低限の箇所以上の設置は、通行可能な道路を制限することになると共に応急復旧措置や復興に関する各種調査、一時帰宅の皆様にご不便をおかけするなど様々な問題が予想されます。こうした現状と課題の中で、町内の防犯対策としては、各所へ設置したバリケードの運用に加え、町臨時職員と福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業を活用した民間事業者への委託業務により、車両3台で町内パトロールを実施しております。

今後は、国道6号沿線へ通過車両のナンバーを認証するカメラや、町内各所の交差点へ防犯カメラの設置を検討しており、皆様の安心・安全の確保のため、国・県、警察・消防など関係機関との連携を強化し、バリケードの運用、町内巡回業務と併せて、防犯対策に資して参ります。

# 町政を問う



羽山 君子  
議員

## 来年度の 重点事業

### 質問

平成26年度に優先的、重点的に取り組みたい、取り組みまなければならない事業は何か。

### 町長答弁

今後の町復旧・復興を進めるための指針として復興まちづくり計画を策定し、「生活再建」・「町民のきずな」・「町の再興」を復興の基本理念として定めました。

現在、この3つの理念の実現に向けて、町民の皆さんが主体の復興推進

委員会の意見を踏まえ、庁内の復興まちづくり計画推進会議の中で検討し、具体的個別施策を決定して参りたいと考えております。

特に、事故後6年は帰還困難とされる本町は、避難を強いられた自治体として存続を保障してもらうことが大前提であり、ネットワークによって町民がつながっていること、町民と自治体行政組織の支え合いの構築、これにより町としてのアイデンティティを維持していくことが最も必要であると考えております。

この中で重点的に実施しなければならない具体

的な取り組みとして、一つには、町に帰還するまでの生活再建と町民のきずなの維持・形成であります。国からは、帰還の見通しが明らかにされないまま長期間が経過しており、町民の皆さんのふるさとへの帰還の意思が時間の経過とともに、薄らいでいくことが最も懸念されるところであります。

ふるさと双葉町を、地方自治体として存続させることが町再興の原点であると考えており、町の再興は、町民の皆さんの帰還の意思を持ち続けていただくことに掛っております。このため、町民のきずな・コミュニティの維持・継続のために県が整備する復興公営住宅を核として、子育て環境、高齢者支援、安心して日常生活が享受できる施設を集約させた町外拠点の整備をスピード感を持って目指して参ります。

二つには、町の再興のために、人材の育成、確保が重要でありますので、学校再開に向けて、ハード施設の整備と併せ、特色ある教育ビジョンに

より魅力ある教育環境を構築し、将来の双葉町を担う子どもたちの育成を目指して参ります。

また、線量の低減、インフラの復旧等による帰還のための安全・安心については、長期の待機期間を要すると考えており、この間町の存続を支え、町民が双葉町民としての権利と避難先での権利を二重に保持できるような制度の確立も国に求めて参ります。

## 高齢化福祉の 対応

### 質問

9月議会定例会後の4町との取り組み経過は。

### 町長答弁

町外コミュニティ福祉サービスについて事務レベルの情報交換・打ち合せ会を10月以降3回ほど開催し、4町で連携し取り組むべき課題について整理を行っている状況であります。

その主なもととして、介

護施設の避難先自治体での事業再開は、町単独で取り組むには限界がありますので、避難元自治体と避難先自治体との調整、避難先エリアにおける双葉郡としての福祉施設のあり方など、福島県が中心となって調整をしていただくこととなりました。

特に介護人材の育成・確保については、各町とも避難先自治体の理解を得た上で施設設置までの整備計画は見込めるものの、人材確保の見通しが大変厳しい状況で、福祉施設を運営できるか、できないかを左右する大変重要な課題として捉えております。福島県内でも人材が不足している状況を踏まえながら、福島県復興庁に支援策を求めて参ります。

介護施設の利用については、避難先で事業再開した場合、双葉郡の住民を優先し入所させる方向で申し合わせを行っており、福祉サービスの業務についても4町で連携を図りながら、共有できるものについて協議を進めております。

東日本大震災まで、双葉町で運営しておりました社会福祉法人の介護施設の事業再開についても、福島県の担当課と具体的な協議、調整に入ったところであり、その後、施設設置予定自治体との協議を進める予定となっております。

先月、国への要望活動時には、厚生労働大臣より介護施設の事業再開について、福島県に積極的な対応をとるよう指示するとのコメントをいただきましたので、事業再開に向けて社会福祉法人との調整を進めて参ります。

高齢者の福祉対策、特に介護施設設置については、喫緊の課題として重く受け止めており、4町における共通課題について連携を図りながら、関係機関、避難先自治体と十分調整を行い取り組んで参りたいと考えております。



高萩 文孝  
議員

教育環境

質問

子どもたちの人数を増加させるため、どのような取り組みを実施するか。

教育長答弁

これまでに、町の世代別会議等、町民の皆様の集会でのアピール、ホームページでの教育長メッセージ、いわき市各小学校への校長による学校訪問、いわき市内の双葉町関係、幼小中学校児童・生徒の保護者への通知文配布等を実施してきました。

質問  
平成26年度双葉町教育ビジョン(案)、現在の「七つの約束と一つの教え」から、なぜ変更しようとしているのか。

教育長答弁

今回、学校を再開するに当たり、町の課題を一枚にまとめた教育ビジョンの策定を考え、その中に従来の「七つの約束と一つの教え」の内容を一部変更し、位置付けしました。

質問  
その他の子どもたちについての支援は。

教育長答弁

これまで同様にさまざまな維持するためのイベントの企画、様々な問題、悩み等への相談、就学援助、学習支援を講じてい

ていきたいと考えております。

質問

双葉郡教育復興ビジョンとどのように連携するのか。

教育長答弁

県教育委員会が発表しました、広野町に平成27年度開校予定の中高一貫校との連携については、教育内容の様々な部分で連携をそのビジョンの中で示しています。具体的には、郡内各中学校同士、中高の交流授業、大学や企業、NPO法人等の組織から多様な教育支援を模索する等の内容です。今後、より具体的な連携内容が研究されるものと考えています。

質問

いわき市における学習支援の人数は。その他の地域にいる児童生徒への新たな援助は考えているのか。

教育長答弁

いわき市南台仮設住宅集会所での学習会は10月

8日より小中学生を対象に週2回、2時間の内容で、当初10名の参加者でスタートし、現在では、小学生12名、中学生3名、15名まで参加者が増加しました。

毎回熱心に学習に取り組んでおり、更に充実させるよう進めて参ります。

他地区での学習支援の要望については、今後要望があれば、可能性を検討していきたいと考えております。

復興推進委員会

質問

今回の東日本大震災を引き起こした最大クラスの津波は、海岸堤防で防ぐことはできないと記載されているが、海岸堤防は何メートルなのか。

町長答弁

被災前の堤防高は、東京湾平均海面から6.2メートルでした。双葉町沿岸の海岸堤防は福島県が整備することになりますが、県は、平成23年10

月に行われた福島県海岸における津波対策等検討会の報告を受けて、双葉海岸は、現在の堤防高よりも1メートル高い東京湾平均海面から7.2メートルの高さで整備する計画と聞いております。

質問

県道広野・小高線、海岸堤防のかさ上げは、いつ頃実施し、何メートルにするのか。

町長答弁

津波被災地域である中浜・中野・両竹地区の復旧・復興施策は、双葉町津波被災地域復興小委員会で議論が進められているところです。

具体の事業は、小委員会の意見を受けて、双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画がとりまとめられた後、実施されることとなります。

津波被災地域の事業計画の取りまとめ時期は、当初、今年度内を予定していましたが、12月12日の第2回会合で、来年3月の取りまとめにこだわらず、国の動きを見据え

町政を問う

# 町政を問う

て議論を進めていくこととされ、来年3月以降としたところです。

従って現時点では、事業の実施時期は、決まっていないところで、計画の策定がなされましたら、速やかな事業の実施を県等に求めていきたいと考えております。

県道広野・小高線のかさ上げについて、整備主体である県は、困難であるとの見解を示しておりますが、町としては、引き続き、県と協議していきたいと考えております。

## 質問

地域住民の皆さんの意向を十分に踏まえながら検討しますと記載されているが、どのような対応をするのか。

## 町長答弁

双葉町津波被災地域復興・復興事業計画は、双葉町津波被災地域復興小委員会にて検討を進めてお

ります。この小委員会には、津波被災地域である浜野・両竹行政区からの代表者7名に委員として参加いただいております。地域住民の方のご意見・ご意向を伺いながら、検討を進めてまいります。

計画の取りまとめに先立って、津波被災地域の住民等を対象とした意向調査の実施も必要と考えております。

引き続き、地域住民の皆さんのご意見を伺いながら、検討を進めてまいります。



菅野 博紀 議員

## 復興公営住宅

### 質問

進捗状況と今後の方針は。

### 町長答弁

原子力災害による避難者のための復興公営住宅は、福島県による整備が計画されており、第一次福島県復興公営住宅整備計画によると、平成27年度までの入居を目指して県内全体で概ね3700戸を整備する計画が示されています。3700戸のうち、先行整備に着手している一部の住戸について着工されたものもありますが、大部分の住戸は、現在、県が用地の選定・用地交渉を進めている段階と承知しております。

町は、これまでいわき市、郡山市、南相馬市に整備される復興公営住宅に町民がまわって入居できるように、県に要請してきたところです。

本年10月に実施した住民意向調査において、白河市も一定の希望が見られたことから、これまでに3市に加えて、白河市にも復興公営住宅の整備を要請することいたしました。

町民の希望が最も多いいわき市の復興公営住宅については、役場事務所が所在し、町立幼小中学校の再開も予定されている、いわき市南部に整備される復興公営住宅を町外拠点の中心としたいと考えております。

いわき市南部の復興公営住宅には、町民の意向も踏まえて、住宅のみならず、医療、保健、福祉の機能を担う施設や、店舗や集会所などの交流施設の併設なども国・県に要望し、町民全体のコミュニケーションの拠点としても機能できるように、国・県を受け入れ自治体と調整を進めてまいります。

平成27年度までに希望する町民の方が復興公営住宅に入居できるように、引き続き、県に早期整備を強く求めてまいります。

## 町政懇談会

### 質問

今後の行政対応等も町民の皆さんの意見を聞くべきと思うが、町政懇談会の予定は。

### 町長答弁

これまでに町が実施した町民の皆様の意見を聞く機会としては、5月に町政懇談会を県内外11カ所で開催しました。

最近では11月から12月にかけて、世代別会議(ワークショップ)を9

回開催し、私自身もこの会議に出席し、きずなの維持・再生やコミュニケーションのあり方についての町民の皆様のお考えを直接お聞きしコメントさせていただきました。

会議の後半には懇談会の時間を設け、町政全般についてもご意見を伺ったところです。

このほか、仮設住宅への訪問や、借上住宅自治会の定例会などにも時間の許す限り出席し、町民の皆様のご意見・ご要望などを伺っております。



# 第3回 臨時会 11月14日

平成25年第3回議会臨時会は、11月14日に開かれました。  
 一般会計補正予算が審議され、原案のとおり可決されました。  
 内容は次のとおりです。

【傍聴者数】	
・14日	……10人
合計	10人
↓	
・町外	4人
・報道関係	6人

原案可決  
賛成全員

## 学校再開に向けた補正予算を可決

### ●平成25年度一般会計補正予算

総額57億9,156万円のうち、歳出を補正。

【主な内容】

- ・学校等建設費として、土地賃借料や仮設進入道路設置工事費などを追加し、期間を平成25年度から平成31年度までとする双葉町立幼稚園園舎・小中学校校舎賃貸借に係る債務負担行為を追加するもの。



## 町内視察を実施

～11月14日～

第3回双葉町議会臨時会終了後、町内のモデル除染進行状況と中間貯蔵施設ボーリング調査中間状況の視察を行いました。

モデル除染  
作業状況を視察



▲ふたば幼稚園



▲双葉厚生病院

中間貯蔵施設  
ボーリング調査の  
状況を視察



▲ 郡山地内 ▲



# 議会のうごき

## 11月

7日 双葉地方町村議会議員研修会

8日 産業厚生常任委員会  
12日・13日

双葉地方議長会要望活動  
町村議会議長全国大会

14日 議会運営委員会  
第3回臨時会

19日 議会全員協議会

25日 復興副大臣・政務官と双葉地方議長との意見交換会

29日 双葉地方広域市町村圏組合議会定例会

## 12月

13日 議会運営委員会  
議会全員協議会

18日～20日 第4回定例会

26日 双葉地方広域市町村圏組合議会臨時会

## 1月

4日 双葉町成人式

7日 議会全員協議会  
11日～12日

双葉町ダルマ市  
17日 議会報編集委員会

20日 復興副大臣・政務官と双葉地方議長との意見交換会

31日 議会全員協議会



スパリゾートハワイアンズで行われた成人式



### 【編集委員】

- |      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 高 萩 文 孝 |
| 副委員長 | 羽 山 君 子 |
| 委員   | 菅 野 博 紀 |
| 委員   | 岩 本 久 人 |

## 編集後記

東日本大震災及び原子力事故か

ら3回目の新年を迎えましたが、皆様いかがお過ごしですか。

今なお続く不自由な避難生活・賠償補償問題・生活再建など、解決していない問題が山積しておりますので、議会も一丸となって、町民の皆様の方となれるよう頑張りたいと思います。

平成25年第4回定例会の内容を中心に、議会だよりふたば第106号をお届けいたします。

なお、2月6日からは、町民と議会との懇談会を開催することになりました。別にご案内いたしますが、一人でも多くの皆様の参加をお願いいたします。  
(菅野)

